

## 第 3 5 6 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年10月 5日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成24年 7月19日付け名古屋市個人情報保護審議会の答申に記載されている名市大が提出したとする「第 1回調査委員会の議事録」（閲覧は原本）

- 2 同年10月19日、実施機関は、本件公開請求に対して、平成24年 7月19日付け名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の答申に記載されている公立大学法人名古屋市立大学（以下「名市大」という。）が提出したとする「第 1回調査委員会の議事録」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年12月 1日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を公開しない理由として、次のとおり主張している。

名古屋市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第55条第 1項の定めるところにより明らかに公にすることができないと認められる情報であり、条例第 7条第 1項第 7号に該当するため。

- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 条例第 7条第 1項第 7号該当性について

ア 保護条例第55条第 1項では、審議会は、保護条例第48条第 1項に規定

する不服申立てに対する決定又は裁決に関する事項を調査審議するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができることとされている。

そして、この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない旨が規定されている。

イ 異議申立人は、平成24年 7月19日付けで答申がなされた不服申立て案件において、名市大が審議会に提出した第 1回調査委員会の議事録の開示を求めている。

ウ しかし、当該議事録は、保護条例第55条第 1項に基づき、審議会に提出されたものであることから、上記アで述べたとおり、同項の規定に基づき、何人も開示を求めることができない。

エ したがって、当該議事録は、条例の定めるところにより明らかに公にすることができないと認められる情報であり、条例第 7条第 1項第 7号に該当し、非公開とした本件処分は適正なものである。

## (2) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、当該議事録は個人情報ではなく、保護条例第61条の定めるところにより明らかに公にすることができると認められる情報であるため、名古屋市は公表しなければならないと主張している。

しかし、同条は、審議会が答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人等に送付すること及び答申の内容を公表することを規定したものであり、当該議事録を公にする根拠にはならない。

イ 異議申立人は、当該議事録のうち、個人情報等は黒塗りであっても、表題、開催日時、開催場所等は公開すべきであると主張している。

たしかに、条例第 7条第 2項では、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならないとしている。

しかし、上記 (1) で述べたとおり、当該議事録は、保護条例第55条第 1項に基づき審議会に提出されたものであり、条例第 7条第 1項第 7号に該当し全部を非公開とすべきものであることから、公開情報と非公開

情報を区分して、非公開情報に係る部分以外の部分を公開することはできない。

#### 第 4 異議申立人の主張

##### 1 本件異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求める。

##### 2 本件異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している不服申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 当該公開請求事項は「議事録」であり、個人情報ではないので、保護条例第61条（審議会は、第51条第 2項第 2号に掲げる事項に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。）の定めるところにより明らかに公にすることができる情報であると認められる情報であるため、名古屋市は公表しなければならない。「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため」として、名市大も、「平成22年度ハラスメント審査会に係る第 1回調査委員会の議事録」をまるで存否応答拒否のごとく、全面墨塗りしたものですら開示していない。

(2) 公開請求対象文書が文字通りの「議事録」であれば、個人情報等は墨塗りであっても、最低でも「表題」、「開催日時」及び「開催場所」等は公開し、一部公開とすべきである。それを全て非公開とすることは、行政機関としてありえないので、「議事録」としての体をなしているのか疑わしい。

したがって、明らかに「一部公開」できる対象文書を「全面非公開」とすることは、明らかな隠蔽行為であるので、名古屋市は適切な当該請求に係る文書等の特定を行い、直ちに公開すべきである。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 争点

本件行政文書が条例第 7条第 1項第 7号に該当するか否かが争点となっている。

## 2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 3 審議会について

(1) 審議会は、保護条例第51条第1項に基づき、市長の附属機関として設置されており、同条第2項第2号において、市長又は実施機関の諮問に応じ、第48条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等、消去・利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは消去・利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てに対する裁決に関する事項を調査審議し、その結果を当該市長又は当該実施機関に答申すると定められている。

(2) 保護条例第55条第1項において、審議会は、第51条第2項第2号に掲げる事項を調査審議するために、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る保有個人情報の提示を求めることができると定められており、審議会事務局であるスポーツ市民局市民生活部市政情報室を通じて行われている。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができないと定められている。

(3) また、保護条例第60条において、第51条第2項第2号に掲げる事項に係る調査審議の手続きは、公開しないことが定められている。

## 4 本件行政文書について

(1) 当審査会が、本件公開請求に記載されている答申を確認したところ、第1回調査委員会議事録について、議事録に記載されている内容及び当該内容が非開示事由に該当する理由が述べられており、審議会が調査審議のため当該議事録を見分していることが推認される。

(2) 上記3及び4(1)を踏まえて、本件行政文書が、保護条例第55条に基づき、名市大が審議会に提出した保有個人情報が記載された文書として解し、以下検討する。

5 本件行政文書の条例第 7条第 1項第 7号該当性について

- (1) 本号は、法令、他の条例若しくは議会の会議規則の規定により非公開とされている情報については、この条例においても非公開とすることを定めるとともに、国等による法的拘束力のある指示に従い、公開することができないと実施機関が認める情報について非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本号が適用される情報は、法令等の規定により明らかに公にすることができないと認められる情報であり、明文の規定により公開が禁止されている情報のほか、個別の法令又は条例等の趣旨、目的からみて、明らかに公にすることができないと認められる情報である。
- (3) 保護条例第55条第 1項の規定は、上記 3 (2)のとおりであり、本項は実施機関が行った開示決定等、訂正決定等又は消去・利用停止決定等の判断が妥当かどうかを判断するため、不服申立てに係る保有個人情報を審議会が直接見ることができる権限（インカメラ審査）を審議会に認めたものである。
- (4) 加えて、上記 3 (3)のとおり、保護条例第51条第 2項第 2号に掲げる事項に係る調査審議は公開しないこととされているが、これは、同号に掲げる事項に係る当否の審査は、審査請求人等の権利利益にかかわる情報のほか、第三者の個人のプライバシーや法人等の経営上の秘密にかかわる情報が審議過程で明らかにされるのが通常であることから、これらの調査審議の手続きはすべて非公開とすることを定めたものである。
- (5) これらを踏まえると、審議会が保護条例第55条第 1項の規定により実施機関から提示を求めた保有個人情報について、開示を求めることができないという規定の趣旨は、公開そのものがないと解するのが相当である。
- (6) したがって、本件行政文書は、個別の条例の趣旨、目的からみて明らかに公にすることができないと認められる情報であると言える。
- (7) 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7条第 1項第 7号に該当すると認められる。

(8) なお、異議申立人は、一部でも公開できる部分があると主張しているが、本件行政文書は全体として条例第 7条第 1項第 7号に該当するものであり、行政文書の一部公開を定めている同条第 2項に該当するとは認められない。

6 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年12月10日	諮問書の受理
12月24日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成28年 2月 3日	弁明意見書の受理
2月12日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
3月11日	反論意見書の受理
令和 3年 2月26日 (第34回第 2小委員会)	調査審議
12月24日 (第44回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第44回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
令和 4年 4月22日 (第48回第 2小委員会)	調査審議
5月19日 (第49回第 2小委員会)	調査審議

6月 3日 (第50回第 2小委員会)	調査審議
7月 1日 (第51回第 2小委員会)	調査審議
8月 3日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充